参考資料２

上段　R６年度当初

中段　R５年度当初

下段　R５年度最終

令和6年度当初予算の概要（がん対策推進計画関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　業　　名 | 事　業　費 | 事業内容の説明 |
| ○【重点】たばこ対策推進事業費○大阪がん循環器病予防センター事業費○がん対策推進事業費○【一部新】がん対策基金事業費○地域医療介護総合確保基金事業費（がん対策事業）・がん医療提供体制等充実強化事業・緩和医療の普及促進等事　業・【新】小児がん治療経験者長期フォローアップ支援事業○重粒子線がん治療患者支援事業費○妊よう性温存治療費助成事業費○肝がん・重度肝硬変医療費援助事業費○肝炎医療費援助事業費○肝炎ウイルス検査事業費○肝炎肝がん総合対策事業費 | 4億3,795万8千円  2億7,292万5千円 1億1,467万5千円 6,793万1千円 1億7,535万4千円 1億7,535万4千円 1億7,791万9千円 1億6,504万7千円 1億6,504万7千円 1,659万1千円 1,492万8千円 2,423万8千円 1億6,250万 　円 2億1,050万 　円 3,741万1千円 1,779万7千円 1,779万7千円 1,231万5千円 591万9千円 0円 0円  363万2千円 1,004万5千円 325万8千円 4,664万2千円 4,608万2千円 4,625万9千円 1,201万6千円 1,009万1千円 1,026万8千円 4億6,127万2千円 4億9,484万2千円 4億9,484万2千円 4,987万7千円 4,307万4千円 4,988万4千円 1,850万8千円 1,734万9千円 1,770万2千円  | 改正健康増進法及び府受動喫煙防止条例に基づく府民・事業者への周知啓発等を実施するとともに、府条例で規制対象となる飲食店への支援として、相談窓口を設置し喫煙室整備や全面禁煙化に伴う改装等にかかる費用の一部を補助。令和７年度の府条例全面施行に向け、より一層の受動喫煙防止対策の推進を図る。また、受動喫煙防止対策を推進していくことで路上等での喫煙が増加する懸念があることから、市町村や民間事業者と連携した屋外分煙所のモデル整備を実施。○がん検診精度管理事業市町村のがん検診事業を分析・評価のうえ、課題を明確化するとともに、改善方策等について指導・助言を行う「精度管理センター」を設置・運営。〇大阪がん循環器病予防センターにおける老朽化した機械設備を計画的に改修。「大阪府がん対策推進条例」及び「第４期大阪府がん対策推進計画」に基づき、がん検診・医療の充実等、がん対策を総合的に推進。○組織型検診体制推進事業がん検診の精度向上を図るため、市町村のがん検診の情報を集約するとともに、分析・検証し、市町村へ提供。○がん診療連携拠点病院機能強化事業地域におけるがん医療の水準を向上するため、がん診療連携拠点病院による患者への相談支援、医療機関相互の診療連携及び緩和ケア等に関する研修等の取組みに対し補助。〇【新】地域統括相談支援センターモデル事業がん患者・家族らのがんに関する相談をワンストップで提供する「地域統括相談支援センター」をモデル的に設置・運営するとともに、ピアサポーターを養成するための研修等を実施。｢大阪府がん対策基金｣を活用し、がんについての正しい知識の普及啓発やがん検診の受診促進、がん教育、小児・AYA世代のがん患者の支援など、がん対策の推進に資する事業を実施。〇【新】二次読影体制モデル事業肺がん等の早期発見のため、二次読影体制が取れない市町村の二次読影を代替実施する体制を構築。〇【新】職域におけるがん検診受診率向上事業職域におけるがん検診の受診率を向上させるため、女子大学生を対象に、子宮頸がん検診への理解を促すとともに、がん検診の重要性について啓発を実施。がん医療提供体制の充実強化を図るため、がん診療拠点病院が行う施設・設備整備に対し補助。緩和医療の普及啓発活動、緩和医療研修の実施に対し補助。小児がん経験者の二次がんの早期発見に繋げるため、適切な検診を受診することができるよう体制を整備。○重粒子線治療利子補給事業重粒子線がん治療を受ける府民が経済的な事情で治療を断念することがないよう、金融機関と連携し利子補給を実施。○小児がん患者重粒子線治療助成事業小児がん患者（15歳未満）が、重粒子線がん治療を受けられるよう、公的医療保険の対象とならない治療費の負担を軽減するため、大阪重粒子センターでの治療費に対し補助。がん治療を受けながら、将来、子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者に対し、がん治療に際して行う妊よう性や生殖機能の温存治療および温存後生殖補助医療にかかる費用を助成。国の治療研究事業として肝がん・重度肝硬変の入院医療費及び肝がんの通院医療費が高額療養費の限度額を一定の期間超えた場合等に高額療養費の限度額を超えた月の医療費を助成。Ｂ型及びＣ型肝炎患者のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療にかかる医療費を助成。肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し、治療につなげるため、府内医療機関における無料の肝炎検査を実施。また、肝炎検査陽性者の初回精密検査に加え、定期検査にかかる費用を助成。肝炎患者・家族及び地域の医療機関等への肝疾患にかかる情報提供・相談支援や医療従事者を対象とした研修を開催する肝疾患診療連携拠点病院に対し補助。また、肝炎コーディネーターを養成するなど、肝炎・肝がんに関する正しい知識の普及や肝炎検査陽性者のフォローアップを実施。 |